

中央環境審議会地球環境部会（第 125 回）における
気候変動適応計画のあり方検討会における検討結果の報告に関する意見

2015 年 1 月 26 日

高村ゆかり（名古屋大学）

*本日は、欠席いたしまして申し訳ございません。気候変動適応計画のあり方検討会における検討結果の報告について、次の 2 点の意見を提出いたします。

(1) 最新の科学的知見をふまえた影響評価とそれに基づく計画・施策の策定・見直しが定期的に確実に行われる必要があること、法定計画を含む関係する他の行政計画との関係を明確にし、相互の連携を確保・強化することが必要であることなどから、適応計画は、法律にその根拠を持つ法定計画であることが必須であると考えます。

(2) 資料 2 の 8 ページの「2. 緩和策とのバランス」という見出しについて、その下で記載されている内容は、適応策と緩和策の「バランス」について記しているものではなく、見出しが内容と合致していないと考えます。例えば、「2. 緩和策との相乗効果等の考慮」または「2. 緩和策との相互関係の考慮」といった見出しをご検討いただければと考えます。

以上